

入 札 公 告

指定難病医療費受給者証発行等にかかる派遣業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和6年3月8日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 指定難病医療費受給者証発行等にかかる派遣業務 一式
- (2) 業務の仕様等 入札説明書、契約書（案）及び仕様書による。
- (3) 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加をする者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 本公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること
- (8) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護に関する法律（以下、「労働者派遣法」という）第5条第1項による許可を得ている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）に、必要な書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

- (1) 提出期間 令和6年3月8日（金）から令和6年3月15日（金）までの午前9時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- (2) 提出場所 郵便番号 960-8670
福島県福島市杉妻町2番16号
福島県障がい福祉課（電話番号 024-521-7237）
- (3) 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送による場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年3月15日（金）午後5時15分まで必着とする。

4 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先は、3の（2）に掲げる場所に同じ。なお、入札説明書等の交付は上記で行うほか福島県ホームページにおいて公開する。

5 入札書の提出について

- (1) 入札者は、6の（1）の日時までに6（2）の場所に入札書に必要とする事項を記載し持参すること。
- (2) 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- (3) 入札書は封筒に入れて提出すること。
- (4) 封筒には、入札書を入れ密封し、かつ封筒の表に次の事項を記載すること。
 - ア 氏名（法人にあっては、商号又は名称）
 - イ 「指定難病医療費受給者証発行等にかかる派遣業務」
 - ウ 開札日 **令和6年3月25日（月）**
- (5) 一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）の写し及び入札保証金を納付する者は納付した領収書を入札書を入れた封筒とあわせて提出すること。

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年3月25日（月）午前9時30分
- (2) 場所 自治会館5階 502会議室（住所：福島県福島市中町8番2号）

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、予定数量に入札単価を乗じた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項第2号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、以下の計算式により算出した金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

$$\text{計算式} \quad \langle \text{契約単価に予定数量を乗じた金額の合計額} \rangle \times 1.1$$

8 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和6年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

11 その他

- (1) 入札方法 入札書には、指定難病医療費受給者証発行等にかかる派遣業務に係る時間単価を記載すること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を、入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(福島県障がい福祉課)